

仕 様 書

1. 件 名

独立行政法人国立病院機構名古屋医療センターにおける総合的な土地有効活用のコンサルティング業務委託

2. 調査対象病院

独立行政法人名古屋医療センター

愛知県名古屋市中区三の丸4丁目1-1

- ・ 高度急性期機能を担う医療機関であり、医療法許可病床数は740床（一般690床、精神50床）。
- ・ 臨床研究センターを設置し、血液・免疫異常の病態解析やがんの診断を中心とする先進的な研究を行うとともに、根拠に基づく医療づくりの中心的な役割を担う。
- ・ 24時間無休の第三次救急救命センターを備え、積極的に救急医療を実践。特に心臓疾患に対し「心臓血管センター」を設置して対応。
- ・ その他にも、地域がん診療連携拠点病院、地域医療支援病院、エイズ拠点病院、愛知県災害拠点病院等に指定。

3. 業務概要

本業務は、2. に記載する病院の将来の全面建替に向けて、当該病院の医療機能、立地条件及び周辺環境等を踏まえ、中長期的な視点で病院機能を発揮するための最も有効なゾーニング、建物配置や土地活用方法の調査検証等を実施して敷地の総合的な有効活用を図ることを目的に、コンサルティング業務を委託するものである。

4. 業務委託期間

契約締結日から平成28年●月●●日までとする。（3ヶ月間）

5. 業務内容

将来の全面建替に向けて、病院運営に必要な病棟、宿舍、看護大学、駐車場等（病院本体及びその関連施設）の配置について、国立病院機構の作成した建物配置図等をもとに、第三者的な視点から病院機能を発揮ための有効性、効率性等について検証し、必要な助言等を実施すること。

（なお、国立病院機構から貸与した建物配置図等は業務完了後に全て返却すること。）

※ 検証する図面等は、建築基準法等の法令を遵守し、経済性（建設費、工期）を考慮して病院運営に支障を来さない効率的な建設計画に沿って作成されたものとする。

※ 土壌汚染対策法に基づく調査については、建替時に別途実施する予定としており、調査費用及び撤去費用についてコンサルティング業務上考慮する必要はない。

※ 建物内部の配置に係る機能性等は考慮せず、全体としての有効性、効率性等を検証するものとする。

その上で、貸付が可能な土地がある場合、想定される貸付事業全般（住宅系、事務系、商業系等一般的に行われている貸付事業全般）について、貸付対象となる土地の特性、独立行政法人としての公共性や国立病院機構の実施可能な業務等（※）を踏まえた上で、事業毎の貸付可能性や貸付効果の比較について、多角的な観点から検証を行うこと。

※ 具体的には、国立病院機構の事業制約として、出資ができないことや独立行政法人国立病院機構法（【参考】を参照）に沿って病院運営関連事業の用に供するための土地の貸付となることがある。

これらの制約の中で、より適正な事業を検証する。

※ 例として、当法人と類似の法人（独立行政法人、国立大学法人及び医療法人等）における貸付事例がある場合には提示すること。

検証した結果については、調査結果報告書（以下「報告書」という。）として国立病院機構に提出すること。

なお、作成にあたっては国立病院機構本部財務部計画課及び名古屋医療センターと適切に連携すること。

【参考】独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第百九十一号）
（抜粋）

第三条（機構の目的）

独立行政法人国立病院機構（以下「機構」という。）は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

第十五条（業務の範囲）

機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 医療を提供すること。
- 二 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- 三 医療に関する技術者の研修を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 （略）

<報告書の記載方法>

事業毎の評価は以下の三段階で行い、その評価理由についてメリット、デメリットを含めて詳細に記載すること。

A：貸付が可能

B：条件が整えば貸付が可能

C：貸付不可、又は法人の性質上貸付は困難と想定される。

<報告書の検収について>

報告書を納品する際には、以下の観点から国立病院機構本部担当者の審査を受け、了解を得たものについて納品を行うこととする。

なお、審査において訂正を指示された箇所は直ちに訂正しなければならない。

また、業務完了後において、明らかに受託者の責めに伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに当該業務の修正作業を行わなければならない。

○検収の観点について

ア 内容や構成が理解しやすいものか。視覚的にも見やすくなるような工夫等がなされているか。

イ 建物配置等の検証結果について、法的規制や周辺環境等判断の根拠となった事項及び評価理由について具体的に記載されているか。

ウ 各事業毎の貸付効果について、数値データ等の客観的資料を元に判断した上で、評価の根拠及び理由について具体的に記載されているか。

6. その他

- (1) 本件業務の一部を第三者へ再委託する場合は、事前に機構の同意を得ること。
- (2) 本業務を通じて知り得た情報や受領した資料は許可なく第三者に公開しないこと。
- (3) その他本仕様書に定めのない事項は、双方協議のうえ決定するものとする。

以 上